

第63回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要 ...	1頁
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	4頁
連結計算書類の連結注記表	5頁
計算書類の個別注記表	16頁

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.itfor.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社アイティフォー

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

- (1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、当社グループのコンプライアンスの全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
 - ② コンプライアンス・リスク管理委員会は当社および子会社の取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜取締役会および監査等委員会に報告される体制を構築する。
 - ③ コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、当社および各子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程の定めに従い、閲覧可能な状態で適切に保存および管理する。また、子会社についても、関係会社管理規程および職務権限規程により、当社取締役会または業務執行委員会に承認を得るべき事項、報告すべき事項を定める。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社および子会社の有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
 - ② 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
 - ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社および子会社の経営等に関する重要事項については、法令および定款の定めに従い、原則毎月1回および必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議または審議を行い決定するとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
 - ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項にかかわる意思決定を機動的に行う。
 - ③ 取締役（監査等委員である者を除く。）は、その指揮の下、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、責任と権限が明確な組織体系を構築し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、各子会社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスの実施を管理・監督する。
 - ② 子会社については、関係会社管理規程に従い、管理、指導および監査を実施するとともに、経営状態を把握するために定期的な報告と協議を行う。
 - ③ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）が、子会社の取締役を兼務し、各子会社の経営会議において必要に応じて重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実を図る。
- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会が必要とした場合は、その職務を補助する使用人を配置するものとし、その配置にあたっては監査等委員会の意見を参考にする。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべきものとして配置された使用人の人事（異動、評価、懲戒等）については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行う。
 - ③ 監査等委員の職務を補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

- (7) 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役・使用人は、監査等委員会の求めがあった時は、監査等委員会に出席し該当事項について説明する。また、当社および子会社の取締役・使用人は、法令で定められた事項のほか、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または報告を受けた場合には、遅滞なく監査等委員に報告する。

当社および各子会社は、監査等委員に報告した者に対し、当該報告を理由とする不当な扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

- (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役（監査等委員である者を除く。）は当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられることがないように取り計らう。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査に必要な情報を把握するため、関連する会議へ出席することができ、資料等の閲覧も自由に行うことができる。また会計監査人、顧問弁護士、各子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

主な会議の開催状況は、取締役会は24回、監査等委員会は16回、業務執行委員会は23回開催いたしました。

各取締役は、取締役会において各議案の審議や報告を通じて取締役の職務執行を監督するとともに執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮監督下、各自の権限と責任の範囲で職務を執行し、業務執行委員会に適宜報告を行っております。

監査等委員である取締役は取締役会および業務執行委員会等の重要な会議に出席して会社の状況を把握するとともに内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人（子会社含む）の職務の執行状況を監査しております。

内部監査室は、当社および子会社の内部統制システムの整備・運用状況について計画的にモニタリングを実施し、当社代表取締役社長および当社取締役会に報告を行っております。新たな対応が必要となった事項については、是正処置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

子会社については、当社の取締役または執行役員が兼務役員として子会社の取締役会に出席し事業の進捗報告を受けるほか、子会社の業務の適正を確保するための情報共有、指導および支援を行っており、各社の業態やリスクの特性に応じたリスク管理を実施しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社アイ・シー・アール

株式会社シー・ヴィ・シー

株式会社イーブ

株式会社シー・ヴィ・シーは、株式会社アイ・シー・アールの100%子会社であります。

株式会社グラス・ルーツは、当連結会計年度に株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称

株式会社アイセル

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産 商品・貯蔵品	移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
仕掛品	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
(ハ) デリバティブ取引	時価法によっております。
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
(イ) 有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については定額法）によっております。 なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。
(ロ) 無形固定資産	
市場販売目的のソフトウェア	見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。
自社利用目的のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
その他	定額法によっております。 なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。
(3) 重要な引当金の計上基準	
(イ) 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(ロ) 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
(ハ) 株式給付引当金	株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く）への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末の株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

- (イ) 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (ロ) 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (ハ) 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

(イ) 収益および費用の計上基準

システム開発・販売セグメント

主にシステム機器販売、受注制作のソフトウェアに係る開発案件のサービスを提供しております。

受注制作のソフトウェアに係る開発案件に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗率に基づき収益を認識しております。進捗率の測定は、期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

システム機器販売に係る収益については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

リカーリングセグメント

主にソフトウェア保守、ハードウェアの保守・運用、クラウド、BPOサービスを提供しております。

これらの収益については、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

- (ロ) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の評価を行っております。

なお、為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生年度より、その効果の及ぶ年数を実質的判断により見積り、その見積年数に基づく定額法により償却しております。

(8) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日以下「収益認識会計基準」という）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、受注制作のソフトウェアに係る開発案件は、開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない場合は工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高

から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高および売上原価が481,759千円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日以下「時価算定会計基準」という)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結貸借対照表および連結損益計算書に与える影響はありません。

(9) 会計上の見積りに関する注記

(イ) 会計上の見積りを示す項目

株式会社アイ・シー・アールおよびその子会社である株式会社シー・ヴィ・シーの買収・出資により発生したのれん

(ロ) 連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表(資産の部)

のれん 66,937千円

連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれる

のれん償却費 29,750千円

(ハ) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社はのれんの減損の兆候がある場合には、その都度、割引前将来キャッシュ・フロー

の総額が帳簿価額を上回っているかどうかの回収可能性テストを実施していますが、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていることから、減損処理を行っておりません。なお将来キャッシュ・フローは経営者により承認された中期経営計画等を基礎として、見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

受取手形	133,582千円
売掛金	2,133,466千円
契約資産	322,877千円
有形固定資産の減価償却累計額	2,108,616千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	29,430,000株	一株	一株	29,430,000株

2. 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,991,304株	123,796株	258,896株	1,856,204株

- (注) 1. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数には、取締役向け株式交付信託が保有する当社株式123,796株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加123,796株は、取締役向け株式交付信託の取得によるものです。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少258,896株は、ストックオプションの行使による減少135,100株および取締役向け株式交付信託への拠出による減少123,796株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	631,377千円	23円00銭	2021年3月31日	2021年6月21日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	831,302千円	30円00銭	2022年3月31日	2022年6月20日

(注) 配当金の総額には取締役向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3,713千円が含まれております。

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

2017年9月13日開催の取締役会決議によるストックオプション

普通株式 440,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金および債券での運用を原則としており、債券での運用にあたっては、格付機関による格付を参考に安全性が高いと判断したもののみを対象としています。

また、資金調達においては、銀行等からの借入によらず、運転資金および投資資金ともに自己資金で賄うことを基本としています。なお、一時的な資金需要の増加に備えるため、銀行との間でコミットメントライン契約を結んでいます。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避するために為替予約を行い、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクにつきましては、与信管理規程に基づき、顧客ごとの残高管理、期日管理等を行うとともに、定期的に顧客の信用状況を調査しています。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則として1年以内の支払期日です。営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、毎月資金繰り計画を作成し管理しています。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（先物為替予約）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替取引です。その取引については、業務執行委員会で承認を得た取引方針や社内規程に従い、経理部で取引を行い、取引の都度管理本部長に取引内容の報告を行うとともに、月次の取引実績および取引残高について業務執行委員会に報告を行っております。なお、ヘッジ会計に関する、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等）に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	9,099,782	9,099,205	△577
其他有価証券	1,675,817	1,675,817	—

（※）市場価格のない株式等は非上場株式であり、連結貸借対照表計上額は108,866千円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び負債

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	1,675,817	—	—	1,675,817

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 その他	—	9,099,205	—	9,099,205

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他の時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 565円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 76円84銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりです。

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	システム開発・販売	リカーリング	
一時点で移転される財	10,059,525	—	10,059,525
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	△204,215	7,166,330	6,962,115
合計	9,855,310	7,166,330	17,021,640

各セグメントの収益の分解情報とセグメント情報に記載した「外部顧客への売上高」との関係は以下のとおりです。なお、その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等です。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	システム開発・販売	リカーリング	
顧客との契約から生じる収益	9,855,310	7,166,330	17,021,640
その他への収益	—	—	0
外部顧客への売上高	9,855,310	7,166,330	17,021,640

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関わる事項に関する注記」の「収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約資産(期首残高)	527,092
契約資産(期末残高)	322,877
契約負債(期首残高)	636,754
契約負債(期末残高)	808,087

契約資産は、ソフトウェア開発に関して進捗率に基づき収益認識する契約および原価回収基準の適用を受ける契約について期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該ソフトウェア開発に関して進捗率に基づき収益認識する契約および原価回収基準の適用を受ける契約について、契約内容に従い請求し回収時期に受領しております。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、636,754千円です。

また、当連結会計年度において、契約資産が204,215千円減少した主な理由は、原価回収基準の適用を受ける契約の減少であり、契約負債が171,333千円増加した主な理由は、保守ライセンス契約等の増加です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	システム開発・販売	リカーリング	
1年以内	4,823,340	4,834,505	9,657,846
1年超2年以内	890,439	2,065,444	2,955,884
2年超3年以内	230,650	1,074,510	1,305,161
3年超	235,628	900,553	1,136,182
合計	6,180,059	8,875,014	15,055,074

(その他の注記)

研究開発費の総額 110,539千円

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のも
の

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) デリバティブ取引

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については定額法）によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く）への当社株式または金銭の給付に備えるため、当事業年度末の株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益および費用の計上基準

(1) 収益および費用の計上基準

(イ) システム開発・販売セグメント

主にシステム機器販売、受注制作のソフトウェアに係る開発案件のサービスを提供しております。

受注制作のソフトウェアに係る開発案件に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗率に基づき収益を認識しております。進捗率の測定は、期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

システム機器販売に係る収益については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

(ロ) リカーリングセグメント

主にソフトウェア保守、ハードウェアの保守・運用、クラウド、BPOサービスを提供しております。

これらの収益については、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建買掛金
	外貨建未払金
	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」に基づ

(4) ヘッジ有効性評価の方法

き、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の評価を行っております。

なお、為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

7. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日以下「収益認識会計基準」という)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、受注制作のソフトウェアに係る開発案件は、開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない場合は工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高および売上原価が481,759千円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」および「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」および「契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当

事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日以下「時価算定会計基準」という)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる貸借対照表および損益計算書に与える影響はありません。

8. 会計上の見積りに関する注記

(1) 会計上の見積りを示す項目

関係会社株式 (株式会社アイ・シー・アール)

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表 (資産の部)

関係会社株式 685,918千円

(3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当該関係会社株式は市場価格のない株式のため、実質価額と帳簿価額を比較検討することにより減損判定を行っていますが、実質価額は帳簿価額から著しく下落していないため減損処理を行っておりません。実質価額の算定にあたっては、純資産に超過収益力を加味しております。超過収益力は経営者により承認された中期経営計画等を基礎として、見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、財政状態の悪化や超過収益力の毀損が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,945,630千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	31,235千円
長期金銭債権	42,000千円
短期金銭債務	112,772千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	34,134千円
売上原価	705,345千円
販売費及び一般管理費	△2,974千円
営業取引以外の取引高	155,324千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式の種類及び数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,978,809株	123,796株	258,896株	1,843,709株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、取締役向け株式交付信託が所有する当社株式数123,796株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加123,796株は、取締役向け株式交付信託の取得によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少258,896株は、ストックオプションの行使による減少135,100株および取締役向け株式交付信託への拠出による減少123,796株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

未払事業税	35,618千円
会員権評価損	10,938千円
事業用土地評価損	84,628千円
賞与引当金	146,236千円
退職給付引当金	61,003千円
長期未払金	1,309千円
投資有価証券評価損	52,427千円
関係会社株式評価損	23,230千円
減価償却超過額	15,315千円
その他	90,254千円
小計	520,962千円
評価性引当額	△173,004千円
繰延税金資産合計	347,957千円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	△193,268千円
繰延税金負債合計	△193,268千円
繰延税金資産純額	154,689千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ グラス・ルーツ	所有 直接45.0%	役員の兼任 資金の援助 業務受委託	管理業務受託 (注1)	140千円	その他流動資産	—
				貸付金の回収 (注2)	—	関係会社長期 貸付金	—
				利息の受取 (注2)	59千円	その他流動資産	—
	㈱ アイ・シー・アール	所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の援助 売上先 業務受委託	管理業務受託 (注1)	2,700千円	その他流動資産	330千円
				売上 (注1)	26,432千円	売掛金	28,646千円
				出向負担金 (注1)	186,119千円	未払金	25,337千円
				業務委託 (注1)	107,829千円		
				資金の貸付 (注2)	48,000千円	関係会社長期 貸付金	42,000千円
				貸付金の回収 (注2)	10,000千円		
	利息の受取 (注2)	271千円	その他流動資産	129千円			
	㈱ シー・ヴィ・シー	所有 間接100.0%	役員の兼任 売上先	売上 (注1)	3,236千円	売掛金	240千円
	㈱ イーブ	所有 直接100.0%	役員の兼任 売上先 外注先	売上 (注1)	2,785千円	売掛金	506千円
外注 (注1)				266,356千円	買掛金	48,383千円	
							ソフトウェア 未払金
関連会社	㈱ アイセル	所有 直接24.9% 被所有 直接0.2%	役員の兼任 売上先 外注先	売上 (注1)	1,680千円	売掛金	154千円
				外注 (注1)	239,362千円	買掛金	20,738千円
							ソフトウェア 未払金

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

2. 資金の貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

3. ㈱グラス・ルーツは2021年6月22日付で株式譲渡を実施したため、関連当事者に該当しないこととなりました。取引金額は株式譲渡時までの取引高を記載しております。

また、議決権等の所有割合は同社が関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	553円42銭
2. 1株当たり当期純利益	74円32銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

「重要な会計方針に関わる事項に関する注記」の「重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(その他の注記)

研究開発費の総額	110,539千円
----------	-----------